

横須賀小学校PTA弔慰並びに災害傷病見舞内規

第1条 会員又は児童の死亡に際し、下記のとおり弔意を表す。

1 会員又は児童の死亡

生花一対と相当額

2 教職員及びその親族の死亡(配偶者、実父母、同居の子)

生花一対と相当額

3 葬儀に際し、次のように参列する。

会員及び児童 役員と該当支部理事

教職員及びその親族 役員

第2条 次の場合は見舞をする。

1 児童の傷病又は病気による1か月以上の入院

3,000円以上の見舞品

2 教職員の傷病又は病気による1か月以上の入院

3,000円以上の見舞品

第3条 災害のため、住居又は家財が消失又は滅失にした際は、下記のとおり見舞する。

金 12,000 円以内又は相当額のもの。

第4条 その他必要なことは、理事会で協議する。

(付 則) 平成 11 年4月 19 日 改正実施

平成 20 年 4 月 25 日 一部改正実施